

**【新設】** （国際的に広く用いられる方法により事業から生ずる所得の範囲を定める条約等の例示）

18-1-11 規則第 38 条の 8（恒久的施設等の範囲）の「国際的に広く用いられる方法により当該所得の範囲を定めるもの」には、法第 82 条第 6 号イ（定義）の「当該所在地国と当該他方の国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための国際約束又はこれに類するもの」のうち、例えば、次に掲げるものがこれに該当することに留意する。

- (1) 法第 138 条第 1 項第 1 号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（同条第 3 項の規定により同号に掲げる所得とされるものを除く。）及びこれに相当する所得に対して租税を課することができる旨の定め（以下 18-1-11 において「恒久的施設帰属所得課税規定」という。）のあるもの
- (2) 恒久的施設帰属所得課税規定のあるもの（同号に規定する内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるものを除く。）
- (3) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め

**【解説】**

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法 6 の 2）。
- 2 本制度の対象となる特定多国籍企業グループ等に属する会社等を構成会社等といい、会社等の恒久的施設等はこれに該当する。
- 3 恒久的施設等とは、具体的に、会社等の所在地国以外の国又は地域（以下「他方の国」という。）においてその会社等の事業が行われる場合における次に掲げる場所をいうこととされている（法 82 六、規 38 の 8）。
  - (1) 条約等（会社等の所在地国と他方の国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための国際約束又はこれに類するものをいう。以下同じ。）がある場合において、その条約等に基づいてその他方の国における恒久的施設又はこれに相当するものとして取り扱われる事業が行われる場所（その条約等においてその事業が行われる場所とみなされるものを含むものとし、その条約等（その事業から生ずる所得の範囲を定める条約等であって、国際的に広く用いられる方法によりその所得の範囲を定めるものに限る。）においてその他方の国がその恒久的施設又はこれに相当するものを通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされるものに限る。）
  - (2) 条約等がない場合において、他方の国の租税に関する法令においてその他方の国においてその会社等の事業が行われる場所を通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされるときにおけるその事業が行われる場所（その他方の国の租税に関する法令においてその事業が行われる場所とみなされるものを含む。）
  - (3) 他方の国に法人の所得に対して課される租税が存在しない場合において、その他方の国における OECD モデル租税条約第 5 条における

恒久的施設又はこれに相当するものに該当するその事業が行われる場所（その事業から生ずる所得の全部又は一部が我が国の恒久的施設帰属所得（法 138①一）に相当する所得に該当するものに限る。）

(4) 他方の国においてその会社等の事業が行われる場所が(1)から(3)までに掲げる場所に該当しない場合において、その所在地国の租税に関する法令においてその事業が行われる場所を通じて行われる事業から生ずる所得に対して租税を課することとされないときにおけるその事業が行われる場所（その所在地国の租税に関する法令においてその事業が行われる場所とみなされるものを含む。）

4 ここで、上記 3(1)の「その条約等（その事業から生ずる所得の範囲を定める条約等であって、国際的に広く用いられる方法によりその所得の範囲を定めるものに限る。）」が具体的にどのような条約等をいうのか疑義が生ずる。そこで、本通達では、条約等のうち「国際的に広く用いられる方法によりその所得の範囲を定めるもの」を例示により留意的に明らかにしている。

5 まず、本通達の(1)では、恒久的施設帰属所得課税規定のある条約等を例示している。具体的には、2017年改訂後のOECDモデル租税条約に沿ってその所得の範囲を定める条約等がこれに該当する。

6 次に、本通達の(2)では、恒久的施設帰属所得課税規定のある条約等で内部取引から所得が生ずる旨の定めのあるもの以外のものを例示している。具体的には、2017年改訂前のOECDモデル租税条約や国連モデル租税条約に沿ってその所得の範囲を定める条約等がこれに該当する。

7 最後に、本通達の(3)では、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め（日台民間租税取決め）を例示している。